

## 6. 減免・割引

### (1) 自動車税種別割・自動車税環境性能割

対象者	所有者	障害者			障害者の家族	
	運転者	障害者	障害者の家族	常時介護する者	障害者	障害者の家族
軽度以外の障害(重度の障害)	○	○	○	○	○	○
軽度の障害	○	×	×	×	×	○ <small>障害者が18歳未満の場合のみ</small>
知的障害者	○	○	○	○	○	○
精神障害者手帳1級かつ 自立支援医療受給者証所持者	○	○	○	○	○	○
窓 口	自動車種別割は、泉南府税事務所 (TEL)072-439-3601 (FAX) 072-439-3706 自動車税環境性能割は大阪自動車税事務所和泉分室 (TEL)0725-41-1327 (FAX) 0725-43-4541					

重度・軽度については下記表を参考にしてください。

区分	軽度以外の障害(重度の障害)	軽度の障害
上肢不自由、下肢不自由・体幹不自由	1～3級	4級～6級
脳原性運動機能、視覚	1～4級	5・6級
聴覚	2～4級	6級
平衡機能	3級	5級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、 小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1～3級	4級
音声・言語、そしゃく	3・4級	

※1人の障害者について1台に限ります。使用目的や車種によって減免できない場合があります。

※減免申請に必要な書類等について府税事務所・自動車税事務所分室までお問い合わせください。

### (2) 軽自動車税(種別割)

※自動車税(種別割)との重複申請はできません。1台に限ります。

所有者	障害者本人または障害者と生計を一にするかた
内容	障害者本人が所有しているか、障害者と生計を一にするかたが所有し、障害者のために使用する軽自動車について、軽自動車税(種別割)を減免。
必要書類	申請書・障害者手帳等・自動車検査証(コピー可)・運転免許証(コピー可)。 ※障害者手帳所持者と同一住所でない場合、民生児童委員の生計を一にしている証明が必要。 ※精神障害者保健福祉手帳で申請をされるかたは、自立支援医療受給者証(精神通院)の写しが必要。
窓 口	課税課諸税担当 (TEL) 072-433-7254 (FAX) 072-433-7256

※減免を受けるには、毎年申請が必要です。受付期間は1月から納期限までです。

※手帳の交付日または減免の対象となる軽自動車の取得日が4月2日以降の場合は、次年度からの減免適用となりますのでご注意ください。

### (3) タクシー運賃割引制度

対象者	身体障害者手帳所持者又は療育手帳所持者
内容	乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になります。
窓 口	各タクシー会社



※会社によって精神障害者も対象になるなど適用が異なる場合があります。各社にお問い合わせください。

**(4) 福祉タクシー初乗運賃(9割分)の助成 ※毎年度申請が必要です。**

<b>対象者</b>	貝塚市内に居住し、かつ、貝塚市の住民基本台帳に記録されている、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかた ※ただし、上肢障害、聴覚障害、音声言語・そしゃく障害のみのかたは除く。
<b>内容</b>	タクシーの初乗運賃(9割分)を年間最高48回(4月中に申請した場合)まで助成します。貝塚市が契約するタクシー会社で利用できます。必要書類：手帳
<b>窓口</b>	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

**(5) 有料道路の割引**

**※有効期限にご注意ください**

<b>運転者</b>	第1種身体障害者・第1種知的障害者 運転者に要件はなし	第2種身体障害者 本人が運転のみ可
<b>所有者</b>	障害者・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者・同居の親族等・障害者本人を継続して日常的に介護しているかた(介護者)	障害者・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
	※事前登録されていない自動車でも割引の対象となります。(ETCレーンは利用できません。) (親族や知人等の所有する自動車(営業車は除く。)、レンタカー、車検時の代車、タクシー(要介護者のみ)、福祉有償運送車両(要介護者のみ))	
<b>内容</b>	通行料金が5割になります。(営業車は除く。) ※軽トラックは自家用でも対象外 ※事前に申請を行い、手帳へ必要事項の記載を受け、料金所で手帳を提示してください。 ※ETCレーンを利用する場合は、有料道路事業者への事前登録が必要です。 ※他の割引と重複して適用されません。	
<b>申請手続</b>	有料道路ETC割引登録係へ事前にオンラインで申請 <a href="https://www.expressway-discount.jp">https://www.expressway-discount.jp</a> 障害福祉課へ以下の書類を持参で事前に申請 障害者手帳・自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項)・運転免許証(本人運転の場合のみ、新規申請・期限が切れたのちに再度申請の場合に必要。) 【ETCレーンを利用する場合】 ①ETCカード(本人名義：ただし、未成年で重度の障害者の方は親権者又は後見人) ②ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETCセットアップ申込書等) ※ETCを利用されているかたで、下記に該当した際は登録削除の届出が必要となります。 ①ETCを利用しなくなったとき ②対象者の死亡 ③障害等級が変更となり割引対象外となったとき ④障害者手帳を返還したとき	
<b>窓口</b>	有料道路ETC割引登録係 (TEL) 045-477-1233・平日9時00分～17時00分 障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082	

**(6) 電車運賃の割引**

(注)乗車券販売窓口で手帳を提示してください。

乗車の形態	対象者	割引内容	割引率
身体・知的障害者が単独で乗車する場合	第1種障害者 第2種障害者	普通乗車券(片道101km以上の利用の場合のみ)	5割
身体・知的障害者が介護者とともに乗車する場合 (介護者は1名まで)	第1種障害者と その介護者	普通乗車券、回数乗車券、急行券(特別急行券は除く) 定期券(本人が12歳未満の場合は、介護者のみ)	5割
	第2種障害者の 介護者	定期券 ※障害者本人が12歳未満の場合のみ	5割

※水間鉄道については、身体障害者手帳・療育手帳を提示で5割引になります。

**(7) 航空運賃の割引(一部の航空運送事業者にて適用されます)**

<b>対象者</b>	障害者手帳所持者及びその介護者1名まで ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたは顔写真付きで搭乗日当日に手帳が有効期間内である必要があります
<b>内容</b>	割引運賃は各航空運送事業者によって異なります。 詳しくは各航空運送事業者にお問い合わせください。


**(8) バス運賃の割引**

<b>対象者</b>	電車運賃の割引対象に同じ
<b>内容</b>	普通乗車券・回数券(割引のない場合あり)5割、定期券3割
<b>窓口</b>	各バス会社(会社によって適用が異なる場合があります)

※会社によって精神障害者も対象になるなど適用が異なる場合があります。各社にお問い合わせください。

**(9) コミュニティバス『は～もに～ばす』の割引**

<b>対象者</b>	障害者手帳所持者
<b>内容</b>	手帳の提示で無料になります。第1種障害者・中度の知的障害者は介護者(1名)も無料。 ※無料乗車証を希望されるかたは、手帳・印鑑・写真(縦3cm×横2.5cm)を持参してください。
<b>窓口</b>	障害福祉課 (TEL) 072-433-7012 (FAX) 072-433-1082

**(10) 保育料の軽減**

<b>対象者</b>	手帳所持者または特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
<b>内容</b>	市民税所得割額が77,100円以下の場合、保育料が軽減されます。
<b>窓口</b>	子育て支援課 (TEL) 072-433-7024 (FAX) 072-433-7051

**(11) コスモシアター入場料金の割引**

<b>対象者</b>	介護者を必要とする身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aのかた
<b>内容</b>	介護者1名の料金が4割減免されます。ただし貝塚市文化振興事業団の主催事業に限ります。
<b>窓口</b>	貝塚市文化振興事業団 (TEL) 072-436-5031 (FAX) 072-436-5036

**(12) 携帯電話の割引**

<b>対象者</b>	障害者手帳所持者
<b>内容</b>	携帯電話の基本使用料等の割引サービスを行っています。
<b>窓口</b>	各携帯電話の取扱店舗

**(13) 非課税貯蓄制度(マル優、特別マル優)の利用**

<b>対象者</b>	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害基礎年金受給者・特別障害者手当等受給者	
<b>内容</b>	<b>マル優</b> (少額貯蓄非課税制度)	預貯金・信託の元本の合計額が350万円までの利子が非課税になります。
	<b>特別マル優</b> (少額公債非課税制度)	国債・地方債の額面の合計額が350万円までの利子が非課税になります。
<b>窓口</b>	取引金融機関	

**(14) 映画館の割引**

※チケット売場で手帳の提示が必要です。

<b>対象者</b>	障害者手帳所持者
<b>内容</b>	大阪興行協会加入の映画館において割引があります。
<b>窓口</b>	生活衛生同業組合大阪興行協会 (TEL) 06-6632-3811 (FAX) 06-6632-3812

### (15) 駐車禁止除外指定車標章の交付

対 象 者	視覚障害	1～3級及び4級の1	
	聴覚障害	2・3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢機能障害	1級及び2級の1・2	
	下肢機能障害	1～4級	
	体幹機能障害	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～4級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
	肝臓機能障害	1～3級	
	知的障害者	A	
	精神障害者	1級	
	色素性乾皮症患者	等級指定なし	
	戦傷病者	等級指定なし	
内 容	<p>障害者本人等の申請により、申請内容を審査のうえ、障害者本人に対して交付されます。福祉タクシー等に乗車する場合にも使用可能です。</p> <p>標章を示すことにより、公安委員会が指定した駐車禁止・時間制限駐車区間規制の道路に限り、一時的に駐車することができます。</p> <p>&lt;申請に必要な書類等&gt;</p> <p>※対象者本人が来所した場合：障害者手帳・印鑑（認印）</p> <p>※代理のかたが来所した場合：障害者手帳・印鑑（認印）・住民票（3カ月以内のもの）・代理のかたの身分証明書（対象者本人との関係が分かるものが必要）</p> <p>その他にも必要書類が異なる場合があります。障害の種別・等級により交付されない場合がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。</p>		
窓 口	貝塚警察署（TEL）072-431-1234		

### (16) NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

対 象 者	視覚障害者1～6級、肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1・2級、聴覚障害2・3・4・6級、音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害3・4級のかた、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
内 容	104番に電話し「ふれあい案内」と伝えてください。事前に届出た電話番号と暗証番号をオペレーターに申出することで、無料となります。
窓 口	NTTふれあい案内申し込み（TEL）0120-104174（FAX）0120-104134

### (17) NHK放送受信料の減免

内 容	<p>身体障害または療育、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる市民税非課税世帯は、<b>全額免除</b>。</p> <p>視覚・聴覚障害者手帳所持者または身体障害者手帳1・2級または療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者であり、かつ、世帯主で契約者の場合、<b>半額免除</b>。</p> <p>※氏名・契約者の変更・手帳の内容変更・転居された場合等は、NHKで手続きが必要です。</p> <p>NHKふれあいコールセンター（TEL）0120-151515</p> <p>視聴者リレーションセンター開発推進部（TEL）06-6937-9000</p>
窓 口	障害福祉課（TEL）072-433-7012（FAX）072-433-1082

### (18) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度（有効期限5年）

	区分	申請に必要な書類	有効期間	
対 象 者	視覚障害4級以上	身体障害者手帳	5年間	
	聴覚障害3級以上			
	平衡機能障害5級以上			
	上肢機能障害2級以上			
	下肢機能障害6級以上			
	体幹機能障害5級以上			
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害			上肢機能 2級以上
				移動機能 6級以上
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害4級以上			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害4級以上			
療育手帳A	療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳			
障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患しているかた(特定医療費(指定難病)受給者証等)	・特定医療費(指定難病)受給者証等 ・医師の診断書等疾病名を確認できるもの及び身分証明書			
内 容	<p>公共施設や商業施設等での車いす使用者用駐車区画利用時の証明書を大阪府が交付します。申請書は、障害福祉課窓口または大阪府ホームページからもダウンロードできます。※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、記載事項をご確認ください&lt;申請手続き&gt;※更新申請時には、現在お持ちの利用証を併せてご返却下さい。</p> <p>申請書に必要事項を記入し、申請に必要な書類の写し(氏名・住所・交付要件に該当する旨の記載があるところ)を添付し、利用証を郵送するための切手(140円)を同封し、申請窓口へ郵送して下さい。代理人が申請される場合は、代理人申請欄に記入の上、代理人の本人確認書類(運転免許証、保険証等)の写しを同封して下さい。</p>			
申請窓口	<p>大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 〒540-8570大阪府中央区大手前二丁目 (TEL)06-6944-2362 (FAX)06-6942-7215 申請書ダウンロード先(「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」ホームページ) <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/">http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/</a></p>			

### (19) 水道料金・下水道使用料の軽減

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別児童扶養手当の受給者がいる世帯</li> <li>・身体障害者手帳1級の所持者(20歳以上で在宅)がいる世帯</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者(20歳以上で在宅)がいる世帯</li> <li>・療育手帳Aの所持者(20歳以上で在宅)のうち、「最重度の知的障害者(※)」がいる世帯(※「最重度の知的障害者」の該当については、障害福祉課へお問い合わせください。)</li> </ul>
内 容	1カ月あたり使用水量20立方メートルを限度として5割を軽減します。
窓 口	上下水道部上下水道営業課 (TEL) 072-433-7140 (FAX) 072-423-1542

(20) その他の税の減免

種類	内容		金額	窓口
所得税	障害者控除	本人または配偶者、扶養親族が3～6級の身体障害者または中・軽度の知的障害者、2～3級の精神障害者	所得控除 27万円	岸和田税務署 TEL072-438-1341
	特別障害者控除	本人または配偶者、扶養親族が1～2級の身体障害者または重度の知的障害者、1級の精神障害者	所得控除40万円 ※配偶者、扶養親族が同居の場合は加算あり	
	小規模企業共済等掛金控除	心身障害者扶養共済制度掛金など	所得控除 支払った掛金の全額	
住民税	障害者控除	本人または配偶者、扶養親族3～6級の身体障害者または中・軽度の知的障害者、2～3級の精神障害者	所得控除 26万円	課税課 市民税担当 TEL072-433-7250 FAX072-433-7256
	特別障害者控除	本人または配偶者、扶養親族が1～2級の身体障害者または重度の知的障害者、1級の精神障害者	所得控除30万円 ※配偶者、扶養親族が同居の場合は加算あり	
	小規模企業共済等掛金控除	心身障害者扶養共済制度掛金など	支払った掛金の全額	
	前年の合計所得が135万円以下の障害者		非課税	
事業税	重度の視覚障害者（失明または両眼の矯正視力が0.06以下のかた）が行なうあんま・はりなど医療に類する事業		非課税	府税事務所 TEL072-439-3601 FAX072-423-1962
相続税	法定相続人である障害者が相続または遺贈により財産を取得した場合		85歳まで年10万円（重度の場合は20万円）控除	岸和田税務署 TEL072-438-1341
	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を相続した場合		非課税	
贈与税	1・2級の重度障害者のために6,000万円以内の金銭や有価証券などを信託会社などに信託した場合		非課税	
固定資産税	固定資産税・都市計画税の支払いが困難で、次のすべての項目に該当するかたに税額の2分の1を減免します（該当するかたは、毎年申請が必要です） ①固定資産税（都市計画税を含む）の年税額が5万円以下 ②居住家屋の延べ床面積が70㎡以下 ③所有者が65歳以上、特別障害者、寡婦、ひとり親のいずれか ④所有者の居住資産以外に土地・家屋を所有していない ⑤所有者および所有者と生計を同じくする全員の所得が住民税均等割非課税限度額以下 申請期限 納期限まで			課税課 土地担当・家屋担当 TEL072-433-7251 TEL072-433-7253 FAX072-433-7256